

国立公文書館の現況

1. 所蔵公文書等の概況

(平成14年3月31日現在)

所蔵文書

総数	885,753冊	うち重要文化財	25件
公文書関係	405,953冊	同上	1件
古書・古文書関係	479,800冊	同上	24件

## ２．公文書等受入実績表（実冊数）

（平成 14 年 3 月 31 日現在）

〔単位：冊数〕

年度	S 4 6 ~ H 8	9	1 0	1 1	1 2	1 3	合 計
省庁名							
内 閣							
人事院	11,860						11,860
内閣府	172,290	1,630	1,967	4,307	4,983		185,177
宮内庁	960		1,894				2,854
警察庁	39	802			15		856
防衛庁	46			13			59
防衛施設庁	38		349				387
金融庁							
総務省	21,490	14	11	34	-355 283		21,477
公正取引委員会	995				-559		436
公害等調整委員会	911						911
法務省	15,526			8,095	180		23,801
財務省	818			2,506	3,623		6,947
文部科学省	26,852	1,609	1,605	1,416	516		31,998
厚生労働省	58,447	4,305	3,941	5,477	932	-30,553	42,549
社会保険庁	1,951						1,951
農林水産省	2,567	55	103	32	57		2,814
経済産業省	451	3	5	111	6		576
中小企業庁	97						97
国土交通省	111,301	3,339	1,421	1,699	4,377	-74,189	47,948
高等海難審判庁	551		83				634
海上保安庁	170				960		1,130
気象庁	4,659	100	72	111	48		4,990
環境省	10,291	233	201	51	15		10,791
民事判決原本					5,710		5,710
計	442,310	12,090	11,652	23,852	20,791	-74,189	405,954

\* 省庁名は再編後の名称に置き換えた。このため、内閣は内閣府に含まれる。

厚生労働省への返却 30,553 冊、旧建設省関係の目録の再編綴に伴う減 74,189 冊

### 3. 受入公文書一覧（昭和46年～平成12年移管分）

NO.	省庁名	受入年度	公文書等内容
1	人事院	昭和52年	職務記述書
2	人事院	昭和62年	営利企業就職承認申請書
3	内閣・総理府	昭和46年	足尾銅山鉱毒事件資料
4	内閣・総理府	昭和46年	戸籍簿等写
5	内閣・総理府	昭和46年	大礼等の贈位内申書
6	内閣・総理府	昭和46年	国葬等に関する文書
7	内閣・総理府	昭和46年	大喪関係書類
8	内閣・総理府	昭和46年	大礼関係書類
9	内閣・総理府	昭和46年	紀元2600年祝典記録
10	内閣・総理府	昭和46年	内閣東北局関係資料
11	内閣・総理府	昭和46年	各種裁可書
12	内閣・総理府	昭和46年	各種調査会・委員会文書
13	内閣・総理府	昭和46年	請願建議関係書類
14	内閣・総理府	昭和46年	各種情報資料目録
15	内閣・総理府	昭和46年	公文別録
16	内閣・総理府	昭和46年	単行書
17	内閣・総理府	昭和46年	記録材料
18	内閣・総理府	昭和46年	件名簿(記録課編)
19	内閣・総理府	昭和46年	件名簿(総務課編)
20	内閣・総理府	昭和46年	家記
21	内閣・総理府	昭和46年	農地被買収者給付金報告書等
22	内閣・総理府	昭和46年	持株会社整理委員会・証券処理調整協議会資料
23	内閣・総理府	昭和46年	総理府新聞出版割当局関係資料
24	内閣・総理府	昭和46年	その他雑書類
25	内閣・総理府	昭和46年	法規分類大全
26	内閣・総理府	昭和46年	官報(英文)
27	内閣・総理府	昭和46年	官報(和文)
28	内閣・総理府	昭和46年	捕獲審検所関係書類
29	内閣・総理府	昭和46年	帝国議会委員会議録
30	内閣・総理府	昭和46年	勅語類
31	内閣・総理府	昭和46年	帝国議会議事録
32	内閣・総理府	昭和46年	法令全書
33	内閣・総理府	昭和46年	御署名原本(46')
34	内閣・総理府	昭和46年	昭46総(その他訓令簿)

35	内閣・総理府	昭和46年	各種公文書目録類
36	内閣・総理府	昭和46年	憲法調査会関係書類
37	内閣・総理府	昭和46年	昭46総(雑書類)
38	内閣・総理府	昭和46年	諸雑公文書
39	内閣・総理府	昭和46年	贈位内申書
40	内閣・総理府	昭和46年	公文雑纂(No.1~3089)
41	内閣・総理府	昭和46年	官員録・職員録(副本)
42	内閣・総理府	昭和46年	官員録・職員録
43	内閣・総理府	昭和46年	任免裁可書
44	内閣・総理府	昭和46年	諸官進退・官吏進退
45	内閣・総理府	昭和46年	叙勲裁可書
46	内閣・総理府	昭和46年	叙位裁可書
47	内閣・総理府	昭和46年	公文雑纂(附図)
48	内閣・総理府	昭和46年	枢密院会議関係書類
49	内閣・総理府	昭和46年	職員録(正外編)
50	内閣・総理府	昭和46年	公文類聚(1~2955)
51	内閣・総理府	昭和46年	公文附図の表
52	内閣・総理府	昭和46年	公文附図の図
53	内閣・総理府	昭和46年	公文録
54	内閣・総理府	昭和46年	太政類典(草稿)
55	内閣・総理府	昭和46年	太政類典
56	内閣・総理府	昭和46年	公文雑纂(恩赦)
57	内閣・総理府	昭和46年	職務進退
58	内閣・総理府	昭和46年	巡幸録
59	内閣・総理府	昭和46年	諸帳簿
60	内閣・総理府	昭和46年	雑種公文
61	内閣・総理府	昭和46年	寄贈・寄託
62	内閣・総理府	昭和46年	内閣総理大臣官房総務課資料
63	内閣・総理府	昭和46年	各省決算報告書
64	内閣・総理府	昭和46年	各省予算報告書
65	内閣・総理府	昭和46年	上書建白書
66	内閣・総理府	昭和46年	官員録・職員録(外編)
67	内閣・総理府	昭和46年	元老院日誌
68	内閣・総理府	昭和46年	枢密院文書
69	内閣・総理府	昭和46年	採余公文
70	内閣・総理府	昭和46年	各種日記・日誌
71	内閣・総理府	昭和49年	米国からの返還文書

72	内閣・総理府	昭和50年	金鷄勲章銀盃、金鷄勲章申告書、'引揚者特別交付金認定報告書、'旧金鷄勲章叙賜
73	内閣・総理府	昭和50年	官報、国会議事録等
74	内閣・総理府	昭和51年	農地被買収者問題調査会関係文書、'金鷄勲章申告書、'行政不服審査関係綴、'引揚者特別交付金国債の発行綴等
75	内閣・総理府	昭和51年	国会議事録
76	内閣・総理府	昭和52年	恩給統計表、恩給裁定原書
77	内閣・総理府	昭和52年	勲等原簿等
78	内閣・総理府	昭和52年	内閣人事公文(恩赦、叙位、叙勲)
79	内閣・総理府	昭和53年	国会議事録
80	内閣・総理府	昭和53年	農地被買収者関係等
81	内閣・総理府	昭和54年	国勢調査結果原表、人口調査結果原表 廃布令(法律、勅令)
82	内閣・総理府	昭和54年	旧軍人履歴
83	内閣・総理府	昭和54年	在外財産問題審議会関係資料等
84	内閣・総理府	昭和54年	普通恩給、普通扶助料等
85	内閣・総理府	昭和54年	国会議事録
86	内閣・総理府	昭和55年	国勢調査結果原表
87	内閣・総理府	昭和56年	新生活関係等
87	内閣・総理府	昭和56年	恩給裁定書、人口統計調査結果原表
88	内閣・総理府	昭和56年	国会議事録
89	内閣・総理府	昭和57年	公文類集(No.2956~3523)
90	内閣・総理府	昭和57年	公文雑纂(No.3090~3145)
91	内閣・総理府	昭和57年	索引
92	内閣・総理府	昭和57年	総理府公文
93	内閣・総理府	昭和57年	消費者、家系調査結果原表
94	内閣・総理府	昭和57年	内閣人事公文 総理府人事公文 その他資料 略式閣議
95	内閣・総理府	昭和58年	法令関係綴、公職適格審査委員会文書、軍人審査記録、翼賛会関係等
96	内閣・総理府	昭和58年	恩給裁定書
97	内閣・総理府	平成元年	索引
98	内閣・総理府	平成元年	公文類集(No.3524~4060)
99	内閣・総理府	平成元年	総理府公文
100	内閣・総理府	平成元年	内閣人事公文(任免、叙位、叙勲)
101	内閣・総理府	平成元年	御署名原本
102	内閣・総理府	平成2年	索引、'総理府人事公文(任免)、'内閣人事公文(任免、叙位、叙勲)

103	内閣・総理府	平成3年	内閣人事公文(叙勲)、『索引(内閣・総理府人事公文)』、『総理府人事公文(任免)』、『内閣人事公文(任免)』、『内閣人事公文(叙位)』、『内閣人事公文(賞状下付)』
104	内閣・総理府	平成4年	内閣人事公文(任免)、『索引(内閣人事公文(叙勲))』、『索引(内閣・総理府人事公文)』、『内閣人事公文(賞状下付)』、『内閣人事公文(叙勲)』、『内閣人事公文(叙位)』、『総理府人事公文(叙勲)』
105	内閣・総理府	平成5年	恩赦、『内閣人事公文(叙勲)』、『戦没者叙位』、『索引(内閣・総理府人事公文)』、『総理府人事公文(任免)』、『内閣人事公文(叙位)』、『内閣人事公文(任免等)』、『内閣人事公文(賞状下付)』、『索引 フィルム(国づくりと統計等)』
106	内閣・総理府	平成5年	御署名原本
107	内閣・総理府	平成6年	内閣人事公文、『特定弔慰金等支給請求書綴』、『索引(人事公文任免)』、『特定弔慰金等支給請求書綴(却下)』、『総理府人事公文』、『内閣人事公文(叙勲)』、『内閣人事公文(賞状下付)』 X線フィルム(1・2)
108	内閣・総理府	平成7年	内閣人事公文(叙位)、『索引(内閣・総理府人事公文(任免))』、『索引(内閣人事公文(叙勲・功績調書))』、『索引(内閣人事公文(賞状下付))』、『内閣人事公文(賞状下付)』、『内閣人事公文(叙勲・功績調書)』、『総理府人事公文』、『総理府人事公文(任免)』、『索引(内閣人事公文(叙位))』
109	内閣・総理府	平成8年	内閣人事公文(叙勲)
110	内閣・総理府	平成9年	内閣人事公文(叙勲・功績調書)、『内閣人事公文(叙位)』
111	内閣・総理府	平成10年	内閣人事公文(叙勲・功績調書)
112	内閣・総理府	平成11年	総理府公文、『内閣人事公文(叙勲・功績調書)』、『内閣公文』
113	内閣・総理府	平成12年	内閣人事公文 叙勲(功績調書)、『内閣人事公文 叙位(功績調書)』
114	内閣・総理府	平成12年	社会保障制度審議会総会等資料
115	内閣・総理府	平成12年	憲法調査会
116	公正取引委員会	昭和61年	集排法手続記録
117	警察庁	昭和56年	民部官諸記録
118	警察庁	昭和61年	琉球王府関係書類
119	警察庁	平成9年	旧内務省警保局関係文書
120	警察庁	平成12年	訓令例規原議綴等
121	公害等調整委員会	昭和63年	伊勢神宮(三重県)等
122	公害等調整委員会	平成5年	意見照会関係
123	宮内庁	昭和49年	極東軍事裁判一件書類
124	宮内庁	平成10年	森林鉄道関係、『検査書』、『審査済否表』、『予算書』、『検定書』、『成績原書』、『実況審査書』、『雑書』、『進退録』、『恩給関係』、『参考綴』、『出納官吏証拠書類』、『決算書』
125	総務庁	昭和59年	恩給裁定原書
126	総務庁	昭和60年	小売物価統計調査結果原表
127	総務庁	昭和60年	恩給裁定原書
128	総務庁	昭和61年	恩給裁定原書

129	総務庁	昭和62年	恩給裁定原書
130	総務庁	平成元年	恩給裁定原書
131	総務庁	平成2年	恩給裁定原書
132	総務庁	平成3年	恩給裁定原書、'宮内省年金録原書
133	防衛庁	平成2年	防衛庁仕様書
134	防衛庁	平成4年	官報掲載原議(防衛施設庁)
135	防衛庁	平成4年	法律・政令・総理府令原議
136	防衛庁	平成10年	調達要求書(需品、役務、工事、不動産)
137	防衛庁	平成11年	制式・防衛庁規格廃止、改正前の関係書類
138	経済企画庁	平成4年	経済安定本部訓令綴
139	経済企画庁	平成12年	経済安定本部決裁文書、庶務関係原議簿
140	科学技術庁	昭和55年	庁議資料
141	科学技術庁	平成5年	後援名義関係公文書
142	科学技術庁	平成11年	庁議資料
143	環境庁	昭和47年	国立公園管理、国立公園事業許可・認可
144	環境庁	昭和49年	国立公園管理・事業承認等
145	環境庁	昭和50年	国立公園管理・事業承認等
146	環境庁	昭和51年	国立公園管理・事業承認等
147	環境庁	昭和53年	国立公園管理・事業承認等
148	環境庁	昭和54年	国立公園管理・事業承認等
149	環境庁	昭和55年	国立公園管理・事業承認等
150	環境庁	昭和56年	国立公園管理・事業承認等
151	環境庁	昭和57年	国立公園管理・事業承認等
152	環境庁	昭和59年	国立公園管理・事業承認等
153	環境庁	昭和60年	国立公園管理・事業承認等
154	環境庁	昭和61年	国立公園管理・事業承認等
155	環境庁	昭和62年	国立公園管理・事業承認等
156	環境庁	昭和63年	国立公園管理・事業承認等
157	環境庁	平成元年	国立公園管理・事業承認等
158	環境庁	平成2年	国立公園管理・事業・整備承認等
159	環境庁	平成3年	国立公園管理一般・国立公園事業、国立公園等施設整備
160	環境庁	平成4年	国立公園管理一般及び国立公園事業、'国立公園等施設整備
161	環境庁	平成5年	国立公園管理一般及び国立公園事業、'国立公園等施設整備
162	環境庁	平成6年	国立公園管理一般及び国立公園事業、'国立公園等施設整備
163	環境庁	平成7年	国立公園等施設整備、'国立公園事業(協議・譲渡・廃止・認変・認可・承変・承認・許可・協議)
164	環境庁	平成8年	国立公園事業(承変・承認・譲渡・廃止・協議・認変・許可・認可・協議)、'国立公園等施設整備

165	環境庁	平成9年	国立公園事業(承変・協議・譲渡・廃止・認可・承認・許可・協議・認変)、『国立公園等施設整備
166	環境庁	平成10年	国立公園整備事業、『国立公園事業(廃止・認変・認可・承変・承認・譲渡・協議)、『国立公園管理一般(許可・協議)
167	環境庁	平成11年	国立公園管理一般(許可・協議)、『国立公園事業(承認)
168	環境庁	平成12年	国立公園事業(承認・認可・廃止・譲渡・協議)
169	沖縄開発庁	昭和48年	琉球銀行本店現金呈示票
170	沖縄開発庁	昭和54年	恩給進達副本、『小笠原配分金、『小笠原見舞金
171	法務省	昭和47年	帰化者原簿等
172	法務省	昭和48年	帰化許可原簿
173	法務省	昭和54年	帰化許可原簿
174	法務省	昭和57年	帰化許可原簿
175	法務省	昭和58年	帰化許可原簿
176	法務省	昭和60年	帰化許可原簿
177	法務省	昭和63年	帰化許可原簿
178	法務省	平成2年	帰化許可原簿
179	法務省	平成3年	帰化許可原簿
180	法務省	平成4年	帰化許可原簿
181	法務省	平成5年	帰化許可原簿
182	法務省	平成11年	刑事事件関係資料、『巢鴨刑務所関係資料、『戦争犯罪裁判関係資料
183	法務省	平成12年	戦犯赦免処分決定書綴、戦犯個人別記録等
184	大蔵省	昭和58年	焼残文書藩制録、『沖縄税務署引継資料(沖縄・伊豆七島関係文書)、『岡山税務署引継資料(旧幕時代備前国福田関係)
185	大蔵省	平成4年	『証券投資信託約款の解約承認、『証券投資信託約款の承認、『社債等登録法の準用債権の指定、『社債等登録機関の指定、『公認会計士特別試験合格者履歴書綴、『公認会計士試験第1～3次試験合格者履歴書綴、『公認会計士試験第1～3次試験合格者願書、『特別会計士試験合格者履歴書綴
186	大蔵省	平成11年	連合国財産関係文書
187	大蔵省	平成12年	戦後賠償一般等在外財産等報告書等
188	文部省	昭和47年	学則・規則認可等
189	文部省	昭和49年	学位授与認可
190	文部省	昭和59年	学校教育法、大学設置認可等
191	文部省	昭和60年	大学設置認可等
192	文部省	昭和62年	臨時教育審議会記録資料
193	文部省	昭和62年	国立大学設置認可
194	文部省	昭和63年	大学、専門学校、その他学校認可
195	文部省	平成元年	教育職員免許法同施行法(実施取扱、疑義解釈)、『博物館法、『教育公務員特例法(制定改正、実施取扱、疑義解釈)、『文部省人事規則(任命、給与、能率、服務)、『文部省人事規則、『法規(上記以外のもの)、『死亡者叙勲、『授業料省令



196	文部省	平成2年	教員養成課程、'教育刷新記録文書、'委員任免等、'配置換、'昇任、'国立大学認可
197	文部省	平成3年	私立大学、私立短期大学の学部認可文書
198	文部省	平成4年	私立大学等の学部設置、'財団法人等関係文書、'中央教育審議会速記録等
199	文部省	平成5年	私立大学等の学部設置等
200	文部省	平成6年	保健婦・助産婦・看護婦学校の指定、学則変更等、'課程の認定(国立大学等)、'私立大学等の学部設置等
201	文部省	平成7年	褒章、'財団法人の設立認可等、'国立大学の学部設置等、'私立大学の学部設置等、'褒章(藍綬)、'褒章(紺綬)
202	文部省	平成8年	財団法人の設立認可等、'公立大学、公立短期大学の学部認可文書、'死亡者叙勲、'課程の認定(国立大学等)、'文部省人事規則(採用、昇任、定年退職)
203	文部省	平成9年	指定(教員養成機関)、'認可法人等、'退職手当(国立高専・高校)、'退職手当(所轄機関)、'辞職(国立大学)、'辞職(本省・所轄機関)、'辞職、'配置換(本省・所轄機関)、'学生定員変更、'私立大学、私立短大、'国立大学長
204	文部省	平成10年	昇任(国立大学)、'教員養成課程の認定(国立・公立・私立大学・短期大学)、'学生定員変更、'認可法人等、'死亡者叙勲、'私立短期大学、'保健婦・助産婦・看護婦学校
205	文部省	平成11年	財団法人及び私立大学の設置許可等
206	文部省	平成12年	私立大学学則変更等、'人事関係、'学校法人の寄付行為変更等、'紺綬褒章、'財団法人の設立許可、'寄付行為変更、'役員変更等、'生存者叙勲
207	厚生省	昭和47年	帝国議会関係、例規等
208	厚生省	昭和51年	薬剤師、医師、看護婦、助産婦免許申請書、社会福祉法人設立認可等、'健康保険組合設立認可等
209	厚生省	昭和52年	支出計算書附属証拠書類、'社会保険労務士資格選考申請書等
210	厚生省	昭和53年	健康保険法施行関係
211	厚生省	昭和54年	薬剤師免許申請書、薬剤師免許書換再交付
212	厚生省	昭和55年	健康保険組合設立認可、厚生年金基金設立認可、社会福祉法人設立認可
213	厚生省	昭和57年	社会福祉法人設立認可
214	厚生省	昭和60年	社会福祉法人設立認可等、'国際児童福祉関係、ユニセフ児童救済物資配計画、健康保険組合設立認可
215	厚生省	昭和62年	社会福祉法人設立認可
216	厚生省	昭和63年	看護婦籍訂正免許再交付申請書
217	厚生省	平成元年	看護婦籍訂正免許再交付申請書
218	厚生省	平成2年	看護婦籍訂正再交付申請書
219	厚生省	平成3年	医療登録抹消申請、医籍訂正再交付申請、歯科医籍登録抹消申請等
220	厚生省	平成4年	厚生年金基金設立認可関係、看護婦籍訂正再交付申請書、薬剤師免許証書換並びに再交付申請書等、'ユニセフ衣料第一次配給の受領書及び検収調書、ユニセフ給食関係、'保母養成所師弟関係、社会福祉法人設立認可等、厚生年金基金設立認可関係、社会福祉法人設立認可等、看護婦籍訂正再交付申請書、臨床検査技師名簿訂正再

221	厚生省	平成5年	臨床検査技師 名簿訂正再交付申請書、保健婦籍訂正再交付申請書、看護婦籍訂正再交付申請書、看護婦籍訂正再交付申請書、助産婦籍訂正再交付申請書、歯科医籍登録抹消申請、診療放射線技師訂正再交付申請書、衛生検査技師名簿、医籍登録抹消申請、社会福祉法人設立認可等、厚生年金基金設立認可関係
222	厚生省	平成6年	看護婦免許申請書、保健婦免許申請書、助産婦免許申請書、看護婦籍訂正再交付申請書、厚生年金基金設立認可関係
223	厚生省	平成7年	看護婦免許申請書、看護婦籍訂正再交付申請書
224	厚生省	平成8年	医師免許証下附申請書、看護婦免許申請書、助産婦免許申請書、保健婦免許申請書
225	厚生省	平成9年	医師免許証下附申請書、看護婦免許申請書、助産婦免許申請書、保健婦免許申請書
226	厚生省	平成10年	看護婦籍訂正再交付申請書、'看護婦免許申請書、'医師免許証下附申請書、'薬剤師免許証並びに再交付申請書
227	厚生省	平成11年	薬剤師免許申請、'薬剤師免許申請(外人)、'薬剤師免許証並びに再交付申請書
228	厚生省	平成12年	労働基準法制定関係等、'厚生一般例規等、'発議文書、'商店法、'工場法、'大臣事務引継関係
229	農林水産省	昭和47年	一般文書、地方官会議、行政調査会等 部分林、委託林、保管林等
230	農林水産省	昭和48年	保安林不編入訴願等
231	農林水産省	昭和49年	主要食糧価格関係原議綴
232	農林水産省	昭和49年	輸出水産業関係登録申請書
233	農林水産省	昭和50年	公印登録、一般文書等
234	農林水産省	昭和51年	獣医師免許証
235	農林水産省	昭和51年	保安林の指定・解除に関する書類
236	農林水産省	昭和59年	農業基本法、総合開発、地域開発法令等
237	農林水産省	昭和60年	農地事務局長委任事務規程等
238	農林水産省	昭和62年	食品流通関係等
239	農林水産省	昭和63年	漁港の指定、取消、変更
240	農林水産省	平成2年	法令関係文書、漁港の指定・取消・変更
241	農林水産省	平成3年	閣議請議
242	農林水産省	平成4年	閣議請議(省令、訓令、告示 1~100)
243	農林水産省	平成5年	閣議請議(省令、訓令、告示 1~28)
244	農林水産省	平成6年	閣議請議(省令、訓令、告示 1~22)
245	農林水産省	平成7年	閣議請議(省令、訓令、告示 1~48)
246	農林水産省	平成8年	閣議請議(省令、訓令、告示 8~26)
247	農林水産省	平成9年	閣議請議(省令、訓令、告示 1~55)
248	農林水産省	平成10年	閣議請議・省令・訓令・告示綴
249	農林水産省	平成11年	閣議請議・省令・訓令・告示綴

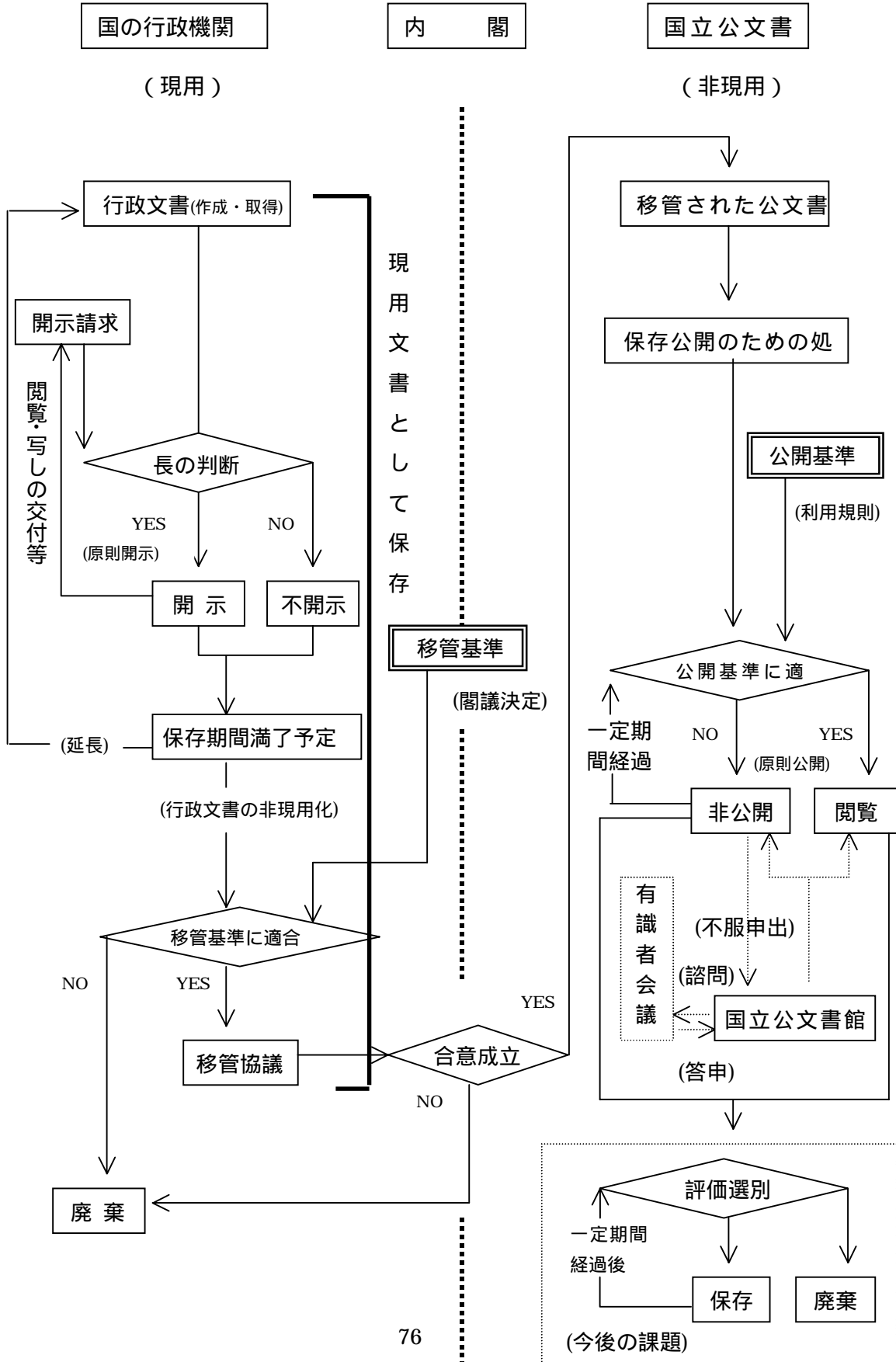
250	農林水産省	平成12年	閣議請議・省令・訓令・告示等
251	通商産業省	昭和47年	深鉱奨励金、例規類等
252	通商産業省	昭和49年	例規、雑
253	通商産業省	昭和50年	補助金交付組合関係資料
254	通商産業省	昭和55年	閣議請議、電気用品免許、電気供給規程、雑等
255	通商産業省	昭和60年	各種自動車協会設立認可に関する件等
256	通商産業省	昭和63年	閣議請議、組合設立認可等
257	通商産業省	平成4年	前払式特定取引業許可申請、'商工会議所設立許可、'企業局、産業政策局文書、'企業局文書、'閣議等関係文書
258	通商産業省	平成9年	閣議等関係文書
259	通商産業省	平成10年	閣議等関係文書
260	通商産業省	平成11年	閣議等関係文書
261	通商産業省	平成12年	閣議請議(法律、政令)
262	運輸省	昭和47年	鉄道敷設(却下)等
263	運輸省	昭和47年	天気図原図
264	運輸省	昭和49年	天気図原図
265	運輸省	昭和49年	鉄道、乗合バス、貨物運送事業等
266	運輸省	昭和50年	乗合バス、貨物自動車運送事業
267	運輸省	昭和53年	裁決書謄本綴等
268	運輸省	昭和53年	天気図原図
269	運輸省	昭和55年	天気図原図
270	運輸省	昭和58年	海難審判裁決書謄本綴、'日本鉱業(専鉄)等、'告示文書綴等
271	運輸省	昭和58年	天気図原図
272	運輸省	昭和59年	天気図原図
273	運輸省	昭和60年	港内公有水面埋立免許、船舶譲渡許可
274	運輸省	昭和60年	天気図原図(アジア太平洋・北半球、極東)
275	運輸省	昭和61年	天気図原図(アジア太平洋・北半球、極東)
276	運輸省	昭和61年	日本国有鉄道再建監理 委員会関係
277	運輸省	昭和62年	港内公有水面埋立免許
278	運輸省	昭和62年	天気図原図(アジア太平洋・北半球)
279	運輸省	昭和63年	裁決書謄本綴
280	運輸省	昭和63年	日本国有鉄道/事業/引継ぎ並に権利及び義務/承継に關スル実施計画書等
281	運輸省	昭和63年	天気図原図(アジア太平洋・北半球)(極東)
282	運輸省	平成1年	港内公有水面埋立免許等文書
283	運輸省	平成1年	天気図原図(アジア太平洋・北半球)(極東)
284	運輸省	平成2年	天気図原図(アジア太平洋・北半球)(極東)
285	運輸省	平成2年	港内公有水面埋立免許、乗合バス事業免許
286	運輸省	平成3年	天気図原図(アジア太平洋・北半球)(極東)

287	運輸省	平成3年	港内公有水面埋立免許、乗合バス事業免許、船舶譲渡許可
288	運輸省	平成4年	天気図原図(アジア太 平洋・北半球)(極東)
289	運輸省	平成4年	港内公有水面埋立免許 関係
290	運輸省	平成5年	船舶譲渡許可、'捕獲審察等
291	運輸省	平成5年	裁決書謄本
292	運輸省	平成5年	天気図原図(アジア太 平洋・北半球)(極東)
293	運輸省	平成6年	天気図原図(アジア太 平洋・北半球)(極東)
294	運輸省	平成6年	港内公有水面埋立免許願書
295	運輸省	平成7年	港内公有水面埋立免許願書
296	運輸省	平成7年	天気図原図(アジア太 平洋・北半球)(極東)
297	運輸省	平成8年	天気図原図
298	運輸省	平成8年	港内公有水面埋立免許、'船舶譲渡許可願書
299	運輸省	平成9年	天気図原図(アジア太 平洋・北半球)(極東)
300	運輸省	平成9年	港内公有水面埋立免許願書、'鉄道事業等
301	運輸省	平成10年	天気図(アジア太平洋地上、北半球地上、北半球高層 500mb、極東)
302	運輸省	平成10年	港内公有水面埋立免許 裁決書謄本
303	運輸省	平成11年	船舶譲渡許可、'港内公有水面埋立免許
304	運輸省	平成11年	天気図(アジア太平洋地上・高層 850mb・高層 500mb、北半球地上・高層、高層 500mb、極東)
305	運輸省	平成12年	鉄道免許・特許資料、'航路標識に関する告示の原議
306	気象庁	平成12年	極東天気図、'アジア太平洋上天気図
307	郵政省	昭和47年	国際電信業務規則に関する各国提案等
308	郵政省	昭和50年	近畿地方苦情処理委員会等、'郵政労働運動史
309	郵政省	昭和57年	無線従事者原簿等、'元帳、台帳、金銭出納簿、収入金内訳簿等
310	郵政省	平成4年	電波技術審議会関係
311	郵政省	平成12年	電波技術審議会配布資料等
312	労働省	昭和48年	傷痍軍人国民学校教員養成所修了成績原簿、'技能者養成規程関係原議、'戦前国際労働条件勧告措置文書等、'行政監察関係等
313	労働省	昭和50年	傷痍軍人国民学校教員養成所修了成績原簿、'技能者養成規程関係原議、'官報原稿、ILO理事会関係等
314	労働省	昭和53年	民営職業紹介業許可原議、'労働者供給事業許可原議、'業務外決定取消再審査請求事件等
315	労働省	昭和54年	技能士台帳
316	労働省	昭和56年	障害関係再審査請求事件等
317	労働省	昭和59年	業務上外関係再審査請求事件等
318	労働省	昭和61年	毎月勤労統計調査全国調査結果表等、'定期昇給等、'障害等級決定取消再審査請求事件

319	労働省	平成元年	労働安全性能認定原議、雇用動向調査結果表等
320	労働省	平成3年	賃金労働時間制度総合調査等、障害関係再審査請求事件等
321	労働省	平成5年	林業労働者職種別賃金調査結果表等、'退職手当支給発令原議、'業務上外関係再審査請求事件等
322	労働省	平成6年	作業環境測定士申請調査表、'恩給進達原議、'研修実施原議、'時効関係再審査請求事件等
323	労働省	平成7年	雇用動向調査結果表、'退職手当発令原議、'賃金構造基本統計調査結果表、'雇用動向調査転入者票結果表、'障害関係再審査請求事件等(昭 42・43・50・51・54～56・58～60)、'雇用動向調査附帯調査結果表
324	労働省	平成8年	各種統計調査結果表、'労働保険再審査請求事件記録、'退職手当支給発令原議結果表
325	労働省	平成9年	労働保険再審査請求事件記録
326	労働省	平成10年	各種統計調査結果表
327	労働省	平成11年	少量新規化学物質確認申請、'各種昇給原議、退職手当支給発令原議、'労働保険再審査請求事件記録、'社会保険労務士各種申請書、'各種統計調査結果表、'戦前・前中期の公文書、'定款・業務方法書変更認可関係
328	労働省	平成12年	賃金労働時間制度等総合調査結果表、'労働保険再審査請求事件記録、'高齢者就業実態調査結果表、'就業形態の多様化に関する実態調査結果表、'屋外労働者職種別賃金調査結果表
329	建設省	昭和48年	都市計画事業、軌道工事等
330	建設省	昭和53年	都市計画事業の決定書類等
331	建設省	昭和54年	軌道法及び地方鉄道法による許可・認可等
332	建設省	昭和55年	下水道事業計画認可等
333	建設省	昭和56年	土地収用法に基づく事業認定等
334	建設省	昭和60年	公有水面埋立法に基づく許可・認可等
335	建設省	昭和61年	区画整理事業審査請求、水利権許可等
336	建設省	昭和62年	土地収用法に基づく事業認定等、'下水道事業計画認可等
337	建設省	昭和63年	水利権の許認可等
338	建設省	平成元年	軌道法及び地方鉄道法による許認可、都道府県道等の認定等
339	建設省	平成2年	土地収用法に基づく認定等
340	建設省	平成3年	河川予定地の指定等
341	建設省	平成4年	住宅地造成事業規制区域指定等
342	建設省	平成5年	世銀借款公文書綴等
343	建設省	平成6年	土地収用法による事業の認定、'道路法・軌道法関係、'建築基準法第 38 条に基づく認定
344	建設省	平成7年	水利権許可関係書類
345	建設省	平成8年	土地収用法による事業の認定書類
346	建設省	平成9年	審査請求等、建築基準法第 38 条/規定に基づく認定ニツイテ、'全体計画設計、土地収用法による事業の認定書類、'水利権許認可決裁

347	建設省	平成10年	土地収用法による事業の認定書類、'水利事業許可申請、'建築基準法第38条の規定に基づく認定
348	建設省	平成11年	建築基準法第38条の規定に基づく認定等について、'土地収用法による事業の認定書類、'水利使用許可申請書
349	建設省	平成12年	耐火・防火の構造・材料の認定及び指定、建設基準法第38条の規定に基づく認定等について、'土地収用法による事業の認定書類
350	自治省	昭和48年	例規、諸法令指令録等
351	自治省	昭和51年	廃置分合、境界変更等
352	自治省	昭和54年	廃置分合、境界変更等
353	自治省	昭和55年	起債許可関係
354	自治省	昭和56年	市制・町制施行、境界変更等
356	自治省	昭和57年	廃置分合、境界変更、起債許可等
357	自治省	昭和58年	廃置分合、境界変更
358	自治省	昭和60年	廃置分合、境界変更等の処分等、起債許可
359	自治省	昭和61年	廃置分合、境界変更等の処分 財政再建計画等
360	自治省	昭和63年	廃置分合、境界変更
361	自治省	平成元年	境界変更の処分
362	自治省	平成2年	境界変更の処分
363	自治省	平成3年	境界変更の処分、'市制・町制施行原議
364	自治省	平成4年	起債の許可文書
365	自治省	平成5年	境界変更
366	自治省	平成6年	境界変更
367	自治省	平成7年	境界変更、'起債許可文書
368	自治省	平成8年	境界変更
369	自治省	平成9年	境界変更
370	自治省	平成10年	境界変更
371	自治省	平成11年	境界変更

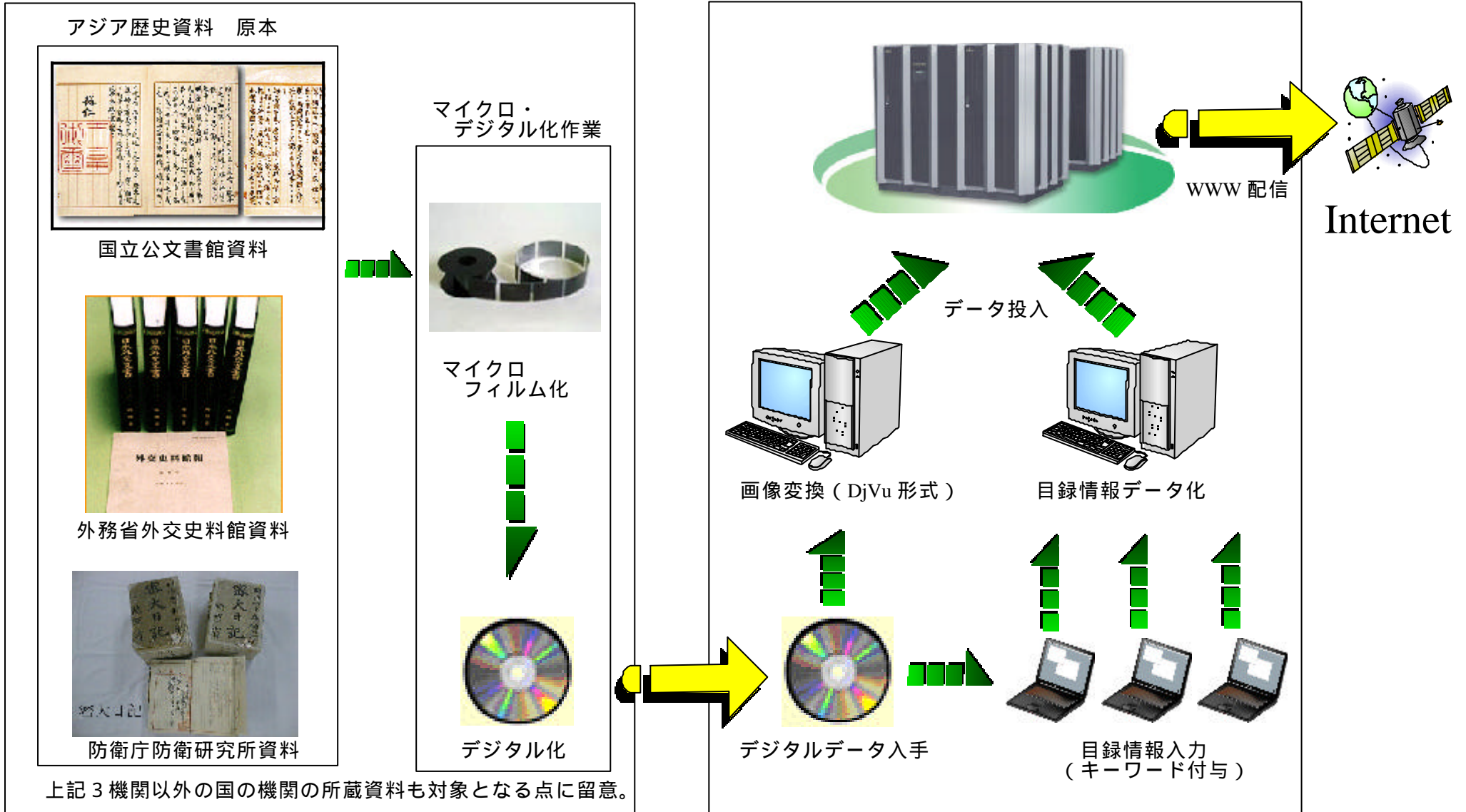
#### 4. 国立公文書館から見た行政文書（公文書等）のライフサイクル



# アジア歴史資料情報提供の流れ

## アジア歴史資料所蔵機関

## アジア歴史資料センター





## 6. 独立行政法人国立公文書館利用規則

(平成13年4月2日規程第7号)

(改正 平成15年3月31日)

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立公文書館(以下「館」という。)の保存する歴史資料として重要な公文書その他の記録(以下「歴史公文書等」という。)の有効な利用を図るため、館が行う利用業務の内容、開館日、開館時間、利用手続等を定めることを目的とする。

(館の業務)

第2条 館は、歴史公文書等の利用に関し、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 閲覧
- 二 複写
- 三 レファレンス
- 四 展示
- 五 貸出し

(公開)

第3条 歴史公文書等は、一般の利用に供するものとする。ただし、次条に掲げる場合には、この限りでない。

第4条 館長は、次に掲げる範囲内で、歴史公文書等の一般の利用を制限することができる。

一 歴史公文書等(その作成又は取得の日に属する年度の翌年度の4月1日から起算して30年を経過していないものに限る。)に次に掲げる情報が記録されていると認められる場合において、当該歴史公文書等(当該情報が記録されている部分に限る。)の一般の利用を制限すること。

イ 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

・ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

・ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

・ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)の役員及び職員並びに

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

ロ 法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

・ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。

・ 移管元機関(歴史公文書等を館に移管した国の機関をいう。以下同じ。)の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

ハ 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると移管元機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

二 歴史公文書等の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は法人等から寄贈又は寄託を受けている場合において、当該期間が経過するまでの間、当該歴史公文書等の全部又は一部の一般の利用を制限すること。

三 歴史公文書等の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は館において当該原本が現に使用されている場合(館における保存及び利用の開始のために必要な措置を行う場合を含む。)において、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。

2 歴史公文書等(その作成又は取得の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して30年を経過していないものを除く。以下この条において同じ。)に前項第1号イに掲げる情報が記録されていると認められる場合には、館長は、別表に掲げる範囲内で、当該歴史公文書等(当該情報が記録されている部分に限る。)の一般の利用を制限することができる。

3 歴史公文書等に第1項第1号ロに掲げる情報が記録されていると認められる場合において、当該情報が次に掲げるものであると認められるときは、館長は、当該歴史公文書等(当該情報が記録されている部分に限る。)の一般の利用を制限することができる。

一 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利を害するおそれのあるもの

二 営業秘密(不正競争防止法(平成5年法律第47号)第2条第4項に規定する営業秘密をいう。)であって、当該情報を公にすることにより、当該法人等又は当該個人の利益を不当に害するおそれのあるもの(当該情報が記録されている歴史公文書等の作成又は取得の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して80年を経過していないものに限る。)

4 歴史公文書等に第1項第1号八に掲げる情報が記録されていると認められる場合において、次に掲げるおそれが明白にあると移管元機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるときは、館長は、当該歴史公文書等（当該情報が記録されている部分に限る。）の一般の利用を制限することができる。

- 一 国の安全が不当に害されるおそれ
- 二 他国又は国際機関との信頼関係が不当に害されるおそれ
- 三 他国又は国際機関との交渉上重大な不利益を被るおそれ

第5条 前条各項に掲げる一般の利用の制限に関し、不服がある者は、その旨館長に申し出ることができる。

2 館長は、前項に規定する不服の申出があった場合には、別に定めるところにより、館に置く有識者による会議に諮った上で、当該申出に係る回答を遅滞なく行うものとする。

（利用者の責任）

第6条 利用者は、歴史公文書等に含まれる情報を利用することによって著作権、プライバシー等第三者の権利利益を侵害したときは、その一切の責任を負うものとする。

（開館日）

第7条 館は、次に掲げる日を除き、毎日開館する。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 三 12月28日から翌年の1月4日までの日
- 四 その他法令により休日に定められた日

2 館長は、前項の規定にかかわらず、歴史公文書等の整理等のため特別な必要がある場合には、臨時に、館の業務の一部又は全部を休止することができる。この場合には、館長は、事前にその旨を公示する。

（開館時間等）

第8条 館の開館時間は、9時15分から17時までとする。ただし、入館は、16時30分までとする。

2 歴史公文書等の閲覧の申込みの受付は、9時15分から11時45分及び13時から16時30分までの間とする。

3 館長は、第1項及び前項の規定にかかわらず、特別な必要がある場合には、臨時に、開館時間又は閲覧の申込みができる時間を変更することができる。この場合には、館長は、事前にその旨を公示する。

（国立公文書館閲覧室利用カード）

第9条 閲覧室の利用を希望する者は、別記様式第1号の独立行政法人国立公文書館閲覧室利用申込書（以下「利用申込書」という。）を閲覧室内の受付（以下「閲覧受付」という。）に提出し、別記様式第2号の独立行政法人国立公文書館閲覧室利用カード（以下「利用カード」という。）の交付を受けるものとする。ただし、申込みの日に限って利用を希望する者については、利用カードの交付を省略することができる。

2 利用カードの交付を受けた者は、次回以降閲覧室に入室する際、利用カードを閲覧

受付に提出するものとする。

3 利用カードの有効期間は、1年を超えない範囲内で館長が定める。

(閲覧の申込み)

第10条 歴史公文書等の閲覧を希望する者は、別記様式第3号の閲覧申込票を閲覧受付に提出するものとする。

(閲覧の場所)

第11条 歴史公文書等の閲覧は、閲覧室内で行うものとする。

(返却)

第12条 歴史公文書等の返却は、閲覧受付において係員の確認を得て行うものとする。

(複写の申込み)

第13条 歴史公文書等の複写を希望する者(以下「複写希望者」という。)は、別記様式第4号の複写申込書を閲覧受付に提出するものとする。

2 交付を受けることができる歴史公文書等の複写物の種類は、原則として次に掲げるものとし、その部数は1部とする。

一 フィルム・ネガ

二 フィルム・ポジ

三 引伸印画

四 デジタル方式の記録媒体(デジタルカメラを用いて記録したものに限る。)

(複写の方法)

第14条 閲覧室に常置のマイクロリーダプリンタによる歴史公文書等の複写は、複写希望者が行うことができる。

2 前項の方法以外による歴史公文書等の複写は、館長が指名する者が行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めた場合には、別に定めるところにより、複写希望者が複写することができる。

(複写の費用)

第15条 複写に要する費用は、複写希望者が負担するものとする。

2 前条第1項に規定する複写に要した費用は、別に定めるところにより、館に納めるものとする。

(複写物の出版等)

第16条 歴史公文書等の複写物を出版、放映等のために利用を希望する者は、別記様式第5号の出版掲載等利用承認申請書を館長に提出し、承認を得なければならない。

2 前項の出版掲載等利用承認申請が、出版物(電子出版物、マイクロフィルムによるものを含む。)を有償で頒布するためのものである場合又は営利を目的として利用するためのものである場合には、館長は、その承認に当たり、別に定めるところにより、歴史公文書等の出版掲載等使用料を徴収することができる。

3 複写物の利用により生じる著作権法上その他の責任は、当該複写物を利用した者が負うものとする。

(レファレンス)

第17条 館は、次に掲げるレファレンスを行う。

- 一 歴史公文書等の検索
  - 二 歴史公文書等の内容に関する情報の提供
  - 三 歴史公文書等に関する参考文献、他の公文書館等に関する情報の提供
- 2 前項の規定にかかわらず、館は、次に掲げる場合にはレファレンスを行わないことができる。

- 一 古文書等の鑑定、歴史公文書等又は古文書等の解読若しくは翻訳、法律相談、学習課題の回答その他の館の業務として対応することが適当でないとき
- 二 回答に著しく費用又は時間を要することが明らかである場合等、他の業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき

(展示)

第18条 館長は、歴史公文書等を一般の観覧に供するため、館内等において当該歴史公文書等を展示する。

(貸出し)

第19条 館長は、他の機関から学術研究、社会教育等の公共的目的を持つ行事等に出品するため、歴史公文書等の貸出しの申込みがあった場合には、別に定めるところにより、当該歴史公文書等を貸し出すことができる。

(入館の拒否)

第20条 館長は、他の利用者に迷惑を及ぼした者又は及ぼすおそれのある者並びに歴史公文書等を滅失、破損若しくは汚損を生じさせた者又は生じさせるおそれのある者に対して、退館を命じ、又は入館を拒否することができる。

2 館長は、この規則若しくはその他の規則に違反し、又は館長の指示に従わない者に対して、歴史公文書等の利用を停止することができる。

(弁償の責任)

第21条 利用者は、その責に帰すべき事由により、施設、物品又は歴史公文書等を滅失し、破損し、若しくは汚損したときは、その損害を賠償するものとする。

(雑則)

第22条 館長は、利用者の観覧に供するため、歴史公文書等の目録及びこの規則を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、改正後の第16条第2項の規定は平成15年7月1日より施行し、平成15年7月1日以降の申請分から適用する。

別表（第4条関係）

一般の利用を制限する歴史公文書等に記録されている情報	該当する可能性のある情報の種類の例	経過年数
個人の秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	イ 学歴又は職歴 ロ 財産又は所得 ハ 採用、選考又は任免 ニ 勤務評定又は服務	30年以上 50年未満
個人の重大な秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	イ 国籍、人種又は民族 ロ 家族、親族又は婚姻 ハ 信仰 ニ 思想 ホ 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態	50年以上 80年未満
個人の特に重大な秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人及びその遺族の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	イ 門地 ロ 遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態 ハ 犯罪歴又は補導歴	80年以上
<p>備考</p> <p>1 該当する可能性のある情報の種類の例とは、この表の左欄にいう「個人の秘密」、「個人の重大な秘密」又は「個人の特に重大な秘密」にそれぞれ該当する可能性が考えられる一般的な情報の類型を例示したものであって、歴史公文書等に記録されている情報に対するこの表の適用に当たっては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。</p> <p>2 経過年数とは、当該情報が記録されている歴史公文書等の作成又は取得の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して経過した年数をいう。</p>		

## 7. 国立公文書館略年表

- 明治17. 1.24 太政官に文庫を設置し、諸官庁の蔵書を集中管理  
18.12.24 内閣に記録局を置き、内閣公文書の編纂・保存(記録課)と内閣文庫を管理(図書課)
- 昭和34. 4. 1 **山口県文書館設立(我が国最初の文書館)**  
11.28 日本学術会議、政府に「公文書の散逸防止について」を勧告(資料 10、92頁参照)
40. 3. 6 総理府、歴史学界の要望に対し「国立文書館(仮称)についての要綱を公開
- 44.11. 1 日本学術会議、政府に「歴史資料保存法の制定について」を勧告(資料 10、93頁参照)
46. 3.31 **総理府設置法の一部を改正する法律(第16号)**(資料 3(6)、22頁参照)及び総理府本府組織令の一部を改正する政令(第64号)公布(いずれも、国立公文書館に関する規定は46.7.1施行)
7. 1 **国立公文書館開館**(内閣文庫を組織に組み入れ、総理府の附属機関として発足)
55. 5.12 日本学術会議、政府に「文書館法の制定について」を勧告(資料 10、99頁参照)
- 12.25 各省庁と「公文書等の国立公文書館への移管及び国立公文書館における公開措置の促進について」(いわゆる「移管に関する申合せ」)を決定(資料 3(3)、15頁参照)
- 62.12.15 **「公文書館法」公布(63.6.1施行)**(資料 2、5頁参照)
- 平成5 11. 5 「公文書館における専門職員の養成機関の整備等に関する研究会」(第1回)開催(以後、8.7.12まで15回開催、館長に報告書を提出)
6. 8.31 村山富市内閣総理大臣、「アジア歴史資料センター」構想を発表(談話)
9. 1.17 茨城県つくば市の「筑波研究学園都市」内に新設する当館分館の建設工事に着手
- 10.14 「国際公文書館会議東アジア地域支部総会」(第3回)を東京で開催(17日まで)
10. 2.26 分館の名称を「つくば分館」と決定
3. 6 「公文書館専門職員養成課程カリキュラム編成委員会」(第1回)開催(以後、5.29まで4回開催)
- 4.24 つくば分館設置(総理府本府組織規則の一部改正)
- 6.30 **つくば分館、竣工**
- 9.24 「移管基準等研究会」の開催要領を決定(11.30に第1回を開催、以後、11.9.17まで9回開催、館長に報告書を提出)
- 11.30 公文書館専門職員養成課程(第1回・前期)開催
11. 5.14 **「行政機関が保有する情報の公開に関する法律」(行政機関情報公開法)公布(13.4.1施行)**(資料 3(4)、17頁参照)
- 6.23 **「国立公文書館法」公布(12.10.1 施行)**(資料 1、1頁参照)

- 12.22 「国立公文書館法の一部を改正する法律」(独立行政法人国立公文書館個別法)公布(13.4.1施行)
- 12. 2.25 各省庁事務連絡会議、「行政文書の管理方策に関するガイドラインについて」を申し合わせ
- 9.29 国立公文書館利用規則の一部改正(公開基準の制定)(資料 7、79頁参照)
- 13. 1. 6 中央省庁再編、国立公文書館は内閣府の施設等機関となる
- 3.30 国立公文書館法第15条の規定に基づく定め(移管基準)を閣議決定(資料 3(1)、6頁参照)
- 4. 1 独立行政法人となる(国立公文書館法の改正(平成13年法律第161号))
- 11.30 アジア歴史資料センター開設



## 8 各省庁の文書管理規則

### 内閣府本府文書管理規則

平成13年1月6日：内閣府訓令第22号

(内閣総理大臣への移管)

第43条 文書管理者は、国立公文書館法第15条第2項の規定に基づき、保存期間(延長された場合にあつては、延長後の保存期間)が満了した行政文書のうち、独立行政法人国立公文書館で保存することが適当であると認められるものについて、部局総括文書管理者の承認を得て、大臣官房情報管理課長と協議の上、大臣官房情報管理課を通じて内閣総理大臣に移管することができる。

### 防衛庁文書管理規則

平成12年6月1日：防衛庁訓令第74号

(移管)

第30条 保存期間が満了した行政文書のうち、歴史的資料等として保存する必要があるものについては、長官から、国立公文書館法(平成11年法律第79号)第15条第2項の規定により内閣総理大臣に、又は情報公開法施行令第2条第1項第3号に規定する機関に移管するものとする。

### 総務省文書管理規則

平成13年1月6日：総務省訓令第1号

(行政文書の国立公文書館等への移管)

第40条 文書管理者は、保存期間が満了した行政文書のうちに独立行政法人国立公文書館又は法第2条第2項第2号の政令で定める機関(以下「国立公文書館等という」)に移管することが適当と認められるものがある場合は、その旨総括文書管理者に報告するものとする。

2 総括文書管理者は、前項の規定により報告を受けた行政文書について国立公文書館等に移管することが適当と認める場合は、当該行政文書を国立公文書館等に移管するための措置をとるものとする。

(行政文書の廃棄)

第41条 行政文書の保存期間(第38条又は第39条の規定により延長された場合にあつては、延長後の保存期間。この条及び次条において同じ)が満了した場合にあつては、第38条若しくは第39条の規定による保存期間の延長又は前条の規定による国立公文書館への移管が行われた場合を除き、文書管理者は、当該行政文書を廃棄するものとする。

### 公正取引委員会における行政文書の管理に関する定め

平成13年3月29日：訓令第1号

(文書の廃棄等)

第7条 保存期間(延長された場合にあつては、延長後の保存期間)が満了した行政文書は、国立公文書館等に移管するものを除き、廃棄する。

- 2 国立公文書館等に移管する場合には、事前に総括文書管理者の承認を受けた上で移管するものとする。

法務省行政文書管理規程

平成13年3月30日：訓令第347号

(移管又は廃棄)

第13条 保存期間(延長された場合にあつては、延長後の保存期間。以下この条において同じ。)が満了した行政文書については、国立公文書館法(平成11年法律第79号)第15条第2項の規定により内閣総理大臣に移管するもの及び施行令第2条第1項に規定する機関に移管するものを除き、廃棄するものとする。

外務省文書管理規程

平成13年4月1日：外務省訓令第17号

(保存期間の満了した行政文書)

第14条 文書管理責任者は、その管理する行政文書のうち保存期間が満了するものについて、別途定めるところにより、必要に応じ官総長又は関係する文書管理責任者と協議し、次の各号の何れかの措置をとらなければならない。

- 一 保存期間を必要な期間延長する。
- 二 廃棄する。
- 三 別途定める手続を経て歴史的文書として外交史料館長に移管する。ただし、所定の手続を経た結果、歴史的文書とは認められないと判断された文書については、本項第一号又は前号の措置をとる。

財務省行政文書管理規則

平成13年1月6日：財務省訓令第1号

(公文書館等への移管)

第16条 文書管理者は、保存期間(保存期間を延長した場合にあつては、延長後の保存期間)が満了した行政文書であつて公文書館等において保存することが適当であると認めるものについては、当該機関に移管するものとする。

- 2 公文書館等への移管の手続は、この訓令とは別に定める。

文部科学省文書処理規則

平成13年1月6日：文科省・文化庁訓令第1号

(廃棄及び移管)

第四十条

第四十一条 決裁文書の起案課は、決裁文書を国立公文書館に移管しようとするときは、文書管理班に国立公文書館への移管を依頼し、システムにその旨を登録しなければならない。

- 2 文書管理班は、前項の規定により決裁文書の国立公文書館への移管を依頼されたときは、速やかに当該移管依頼を承認し、又は却下し、システムにその旨を登録しなければならない。

3 文書管理班は、前項の規定により移管を承認された決裁文書を、国立公文書館に引き渡さなければならない。

4 文書管理班は、移管を行った決裁文書の文書記号、文書番号、件名、区分、決裁年月日、決裁者及び移管年月日についての記録を、当該移管を行った日から起算して五年間保存するものとする。

(保存期間満了後の取扱い)

第六十七条 保存期間(延長された場合にあっては、延長後の保存期間。次条において同じ。)が満了した行政文書については、廃棄する。ただし、歴史的資料として保存する必要がある行政文書については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成十二年政令第四十一号。別表第一において「施行令」という。)第二条第一項に規定する機関に移管し、又は国立公文書館法(平成十一年法律第七十九号)第十五条第二項の規定により内閣総理大臣に移管することができる。

#### 厚生労働省文書管理規程

平成13年1月6日：訓令第21号

(保存ファイルの廃棄)

第48条 保存期間(前条の規定により保存期間を延長した場合にあっては、延長保存期間。)次条第1項及び第51条において同じ。)を満了した行政文書ファイルについては、前条の規定により延長保存するもの及び第51条の規定により国立公文書館に移管するものを除き、総務課保存ファイルにあっては総務課長が、主管課保存ファイルにあっては主管課長が、それぞれ廃棄処分に付するものとする。

2 前項の廃棄処分は、行政文書ファイル管理簿を調製の上、大臣官房会計課長に引き継いで行うものとする。

(国立公文書館への移管)

第51条 行政文書のうち当該行政文書が属する行政文書ファイルの保存期間が満了したもののについては、総務課保存ファイルにあっては総務課長が主管課長と協議して、主管課保存ファイルにあっては主管課長が国立公文書館で保存することが適当であると認める場合は、行政文書ファイル管理簿を調整の上、国立公文書館に移管するものとする。

#### 農林水産省行政文書管理規則

平成12年12月25日：訓令第37号

(保存期間が満了した行政文書の扱い)

第51条 保存期間が満了した行政文書は、保存期間を延長し、又は国立公文書館へ移管するものを除き、廃棄する。

(国立公文書館への移管)

第53条 文書管理者は、保存期間(延長された場合にあっては、延長後の保存期間)が満了した行政文書について、国立公文書館で保存することが適当と認められる歴史資料がある場合には、国立公文書館に移管する。

2 文書管理者は、前項の規定により行政文書を国立公文書館に移管するときは、当該行政文書及び当該行政文書の目録を文書課長に提出する。

3 文書課長は、前項の規定により行政文書及び目録の提出を受けたときは、当該行政文書及

び目録の内容を確認の上、国立公文書館に移管する。

経済産業省行政文書管理規程

平成13年1月6日：広第3号

(国立公文書館等への移管)

第27条 文書管理者は、その課等で保有する行政文書のうち保存期間が満了し、又は保存期間が満了しようとするものについて、国立公文書館等で保存することが適当であると認められるときは、総括文書管理者の定めるところにより、当該行政文書の管理を国立公文書館等に移管することができる。

2 前項の移管に当たっては、文書管理者は、総括文書管理者の承認を得なければならない。  
(行政文書ファイル管理簿の修正)

第28条 文書管理者は、その課等で保有する行政文書について、第24条第1項及び第25条第1項の規定により行政文書を廃棄したとき並びに前条第1項の規定により国立公文書館等に移管したときは、行政文書ファイル管理簿にその旨記載しなければならない。

国土交通省文書管理規則

平成13年1月6日：訓令第2号

(保存文書の廃棄)

第40条 保存期間が満了した行政文書は、当該行政文書の主務課等の文書管理者が廃棄するものとする。

2 主務課等の文書管理者は、行政文書を保存期間が満了する前に廃棄しなければならない特別の理由がある場合は、大臣の承認を得て廃棄することができるものとする。この場合において、廃棄する行政文書の名称、当該特別の理由及び廃棄した年月日を記載した記録を作成することとする。

3 主務課等の文書管理者は、行政文書を廃棄した場合は、当該行政文書ファイル管理簿に係る事項は、その処理が終わった日の翌日から起算して5年経過した後、その記録を削除するものとする。

4 不開示情報が含まれている行政文書については、当該不開示情報が漏えいしないように廃棄するものとする。

(国立公文書館等への移管)

第41条 前条第1項の規定にかかわらず、主務課等の文書管理者は、保存期間が満了した行政文書について、国立公文書館等で保存することが適当であると認めるときは、総括文書管理者と協議の上、国立公文書館等に移管することができる。

環境省文書管理規程

平成13年1月6日：環境省訓令第2号

(文書の移管又は廃棄)

第24条 保存期間(前条第2項及び第3項の規定により保存期間の延長がされた場合にあっては、延長後の保存期間)が満了した文書については、国立公文書館法(平成11年法律第79号)第15条第2項の規定により内閣総理大臣に移管することとするもの及び情報公開

法施行令第2条第1項に規定する機関に移管することとするものを除き、当該文書の名称及び廃棄する年月日を記載した記録を作成した上で、廃棄するものとする。

2 文書を保存期間が満了する前に廃棄しなければならない特別の理由があるときには、大臣の承認を得て行うものとする。この場合にあつては、廃棄する行政文書の名称、当該特別の理由及び廃棄した年月日を記載した記録を作成するものとする。

## 9 . 日本学術会議勸告

### (1) 公文書散逸防止について(勸告)

昭和 34 年 11 月 28 日 日本学術会議会長(兼重寛九郎)から  
内閣総理大臣(岸信介)あて

標記のことについて、本会議第 29 回総会の議に基づき、下記のとおり勸告します。

#### 記

わが国においては、諸外国の例に見られるような国立公文書館のないことが、保管期限の過ぎた官公庁の公文書の散逸消滅の最も重要な原因をなしている。これらの公文書の中には、学術資料として価値あるものが多く含まれているので、その散逸消滅は、将来の学術発展の上に憂慮にたえない。そこで、究極の目標として、政府による国立文書館の設置を切望するものであるが、その前提として、政府において公文書散逸防止ならびにその一般利用のため、有効適切な措置を講ぜられるよう要望する。

#### 理 由

- (1) ここに、公文書と称するのは、官公庁において(市町村役場に至るまで、中央・地方を問わず)起案授受された学問的重要な意義をもった書類、議事録、帳簿類をいい、活版印刷されたものは除外する。
- (2) こうした公文書が、明治以来どのように処理されてきているかといえば、学術上の価値とは全く違った観点で、永年保存、20 年、10 年、5 年、1 年保存など、それぞれの官公庁が行政上、審議上の必要度に応じた区分で保管され、その期限をきれたものは、出入りの屑業を通じ製紙原料として流出している。しかも、明治以来の震火災、戦災によって永年保存のはずだったものも消滅している。天災によるのみならず、官公庁の統合廃絶などによる人為的な破棄消滅もはなはだしい。近年進捗した市町村合併の結果、整理と称して、廃棄された文書帳簿の点数はおびただしいものがある。これらの文書は、一般学術資料として、また近代日本の発展過程をあとづける史料として、きわめて重要な根本資料であるが、それがすこぶる無造作に処理されている憾みが濃い。
- (3) 幸いに、暫時保存されているものでは、官公庁「記録課」「文書課」の管理のもとに、一応の整理分類が行なわれているけれども、その基準が各官庁で区々であるし、ごく一部のところを除いては、一般研究者への公開利用の途が閉ざされている。どの役所にどういう文書記録があるか、中央・地方を問わず、完璧なリストすら作成され公開されないため、研究に支障が多く、その能率を妨げている。
- (4) このような状況であるため、諸外国から来日する研究者で近代日本の実績を調べ研究しようとする場合にも、恰好な手引きを用意することができず、各国とくらべて、余りにも粗雑な公文整理の実態、政府のこれに対する無策を慨嘆させている。諸外国では、文明国、後進国の別を問わず、公文書館が設立されている場合が多い。イギリス、フランス、オランダ、アメリカ合衆国の国立文書館は、その規範とするに足ろう。かつて植民地治下にあった印度にも、整備した国立文書館があり、中華民国は台湾にその政権を移すにあたり、清朝時代の文書を台湾大学に移し、近代史研究所を設立している。日本の文書記録は、一種の文化財としてこれを国の責任において保存することが、国民に対する義務である。

(2) 歴史資料保存法の制定について(勧告)

昭和44年11月1日 日本学術会議会長(江上不二夫)から  
内閣総理大臣(佐藤栄作)あて

標記のことについて、本会議55回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

民族の文化的遺産を正しく継承することは、それぞれの民族に課せられた欠くことのできない責務である。

われわれは、現在、わが国において、日本民族の最も貴重な文化遺産の一つである、歴史資料が急激かつ大量に失われつつあることを深く憂慮する。

よってここに政府が可及的すみやかに、歴史資料の急激な散逸の防止、その保存さらにその活用のため必要な措置をとることを要望する。そのため、歴史資料保存法の制定を含む有効な措置をとり、目的達成のため遺憾なきを期せられたい。

(別添)

「歴史資料保存法の制定について」(勧告)の説明

ここにいう歴史資料とはわが国に存在する文書(古文書を含む)・記録類のことであるが(詳細は後述)これらの資料は太平洋戦争による災害、敗戦以後の大きな社会変革等により、大量に消滅した。現在でも時々刻々散逸しつつある。

歴史資料の一方の中心をなす江戸時代までの古文書・記録類について見れば、古代(奈良・平安時代)のものは国家機関・大寺社等により比較的手厚く保護されており、それらの解読・公刊もほぼ全国的に行われている。中世(鎌倉・室町時代)の古文書・記録類については、時代が下るにつれて保護が十分行届いていないのが現状である。更に近世(江戸時代)の古文書・記録類になると、その大部分については、これまで何等の保護もなされてこなかったといっても過言ではない。旧大名の古文書・記録類は華族制度の廃止と共に大量に散逸した。町方のものは戦災によってその殆んどが焼失した。全国各地に存在した農村文書は、戦後の土地改革による地主の没落、ここ数年来の急激な社会変化により今や全国的亡失の直前にある。

歴史資料のもう一方の中心である明治以降の公文書類についても事態はほぼ同様である。明治前半期の戸長役場の資料は、江戸時代の農村文書と同様の運命を辿りつつある。また明治22年の市制・町村制実施以降の公文書類はそれぞれの役場において保管されていたのであるが、たびかさなる町村合併の都度、大量に廃棄されてきており、明治後半～終戦までの公文書類を1点も有しないような市町村も少なくない。

事態は右の如くまことに深刻である。にも拘らず歴史資料の散逸、廃棄を阻止するための体系的措置は全く取られておらず、このままに放置すれば、間もなく取返しのつかない危機に陥ることは明白である。

以上の如き憂慮すべき事態を阻止し、貴重な国民的文化遺産を後世に伝えるために、文書館の設置を骨子とする歴史資料保存法の制定が緊急に必要なのである。

歴史資料保存法にとり入れるべき内容案

第1 歴史についての規定

ここにいう歴史資料とは、(A)近世以前についてはすべての古文書・記録類。(B)明治以降については、戸長役場文書・市町村役場文書・都道府県庁文書・国の出先機関の文

書。(C) 明治以降の私的文書・記録類のうち重要なもののことである。

## 第2 保存措置の大綱

歴史資料は、現地において現物のまま保存することを原則とする。

### 説明

- 1 ここにいう現地とは、厳密には資料現蔵機関または現蔵者の存在する市区町村のことであるが、広義にはその市区町村の属する都道府県のことである。
- 2 歴史資料は地方的性格がきわめて強く、国が1ヶ所ないし数ヶ所に集中保存することは好ましくない。またそれは量的に不可能である。
- 3 資料のうち近世以前のものについては現物保存が絶対に必要である。明治以降のものについては、それが量的に龐大であり、今後も継続して作成されるものについては、マイクロ・フィルム化等の措置をすることができる。

## 第3 文書館設置の大綱

歴史資料保存法は文書館の設置につき次の如き大綱を定める必要がある。

- 1 文書館は各都道府県単位に必ず設置する。市区町村については、その設置を促進するための措置を講ずる。
- 2 文書館は新設されることが望ましいが、既設の機関 - 各単位自治体(都道府県市区町村)の図書館・博物館・資料館・公民館等 - を文書館にあてることができる。
- 3 文書館の設置・運営のための財政的措置は、各単位自治体の財源を以てすることを原則とするが、国もまた財政上の助成措置をとるべきである。

## 第4 文書館の業務に関する規定

歴史資料保存法は文書館の業務につき次の如き大綱を定める必要がある。

- 1 各単位自治体の公文書記録類のうち、一定の年限を経過したものは文書館に移管する。各地区内において上級諸機関の出先機関の所有する公文書記録類についても同様の措置をとることができる。

文書館は移管を受けた公文書記録類の保存・整理・目録作成・副本作成等を行なう。

### 説明

上記は公文書記録類を対象とする業務であるから、法的に規制し得るものであり、文書館の基底的業務となる。

- 2 管内における民間所有の資料(近世以前の古文書・記録類並びに明治以降の私的文書のうち重要なもの)の調査・整理・目録作成・副本作成等を行ない、併せて保存措置の助成等を計る。また、管内における民間資料を受託・購入することができる。受託購入した資料についても保存・整理・目録作成・副本作成等を行なう。

### 説明

民間所有の資料は私的財産であるから、文書館への移管を強制することはできない。ただし、所管地域内の民間資料の調査等については、文書館の業務として規定しなければならない。

民間資料の所蔵機関または所蔵所は、古文書館による資料調査等に対し、協力することとする。

文書館による資料調査は一定の学識・経験・資格を持つ者の責任において施行する。

- 3 文書館が所蔵する資料並びに調査結果はすべて公開し、利用者の便益を計らねばならぬ。



## 付 記

公開に当っては無料を原則とする。

- 4 文書館は他文書館並びに関連諸機関（大学・図書館・博物館等）との連絡、調整業務を行ない、その結果を公開し、利用者の便益を計らねばならぬ。

### 説 明

それぞれの都道府県内の市区町村文書館は相互に目録・情報等を交換する。

都道府県文書館は管内の市区町村文書館等の目録・情報等を取りまとめる。

また都道府県文書館は相互に目録・情報等を交換する。

## 第5 専門職員に関する規定

文書館には専門の職員を置かねばならない。専門職員の認定・養成については別に定める。

## 第6 委員会制度に関する規定

歴史資料保存法の運用を適切ならしめるために、国並びに都道府県は委員会を設ける。市区町村もまた委員会を設けることができる。

それぞれの委員会は民主的に選ばれた学識経験者を中心として構成する。

### 1 国の委員会は次の事項を処理する。

- (1) 歴史資料保存法による文書館の設立の推進
- (2) 国による財政上の助成措置の推進
- (3) 専門職員の認定と養成に関する措置
- (4) 文書館相互の連絡・調整と全国的情報業務

### 2 都道府県の委員会は次の事項を処理する。

- (1) 都道府県文書館並びに管内市区町村文書館の業務実施の大綱についての国の委員会への報告
- (2) 他の都道府県文書館との連絡
- (3) 管内市区町村文書館相互の連絡・調整
- (4) 専門職員の暫定的認定に関する措置
- (5) 目録作成等文書館の業務基準の設定

### 3 市区町村の委員会は次の事項を処理する。

- (1) 当該市区町村の属する都道府県委員会に対する業務大綱の報告
- (2) 同一都道府県内の他の市区町村文書館との連絡
- (3) 目録作成等文書館の業務基準の設定

### 参 考

## 第1 歴史資料保存法と文化財保護法との関係

文化財保護法は保護すべき対象を、有形文化財、無形文化財、民俗資料、記念物、埋蔵文化財に大別している。有形文化財は建造物と美術工芸品に分けられている。その美術工芸品は絵画・彫刻・工芸品・書跡等に分類されている。古文書・記録類のうち、「文化財」たるに価するとされたものは「書跡」として指定されるのであり、その数は、もちろんごく少ない。要するに文化財保護法は歴史資料の中心たる古文書・記録類を保護するようには作られていない法律なのであって、それ故にこそ歴史資料保存法が必要なのである。

## 第2 文書館と既設の諸機関との関係

歴史資料保存利用の機関として著名なものは、東京大学史料編纂所及び文部省史料館である。この代表的な両者について言及すれば、それ以外の機関との関係は自ら明白になる。

東大史料編纂所は、主として古代・中世・明治維新政治史関係の文書・記録の写本・影写本等の作成あるいは写真撮影を行ない、それらの史料によって「大日本史料」、「大日本古文書」等の刊行を行なう機関である。その調査範囲は近世には殆ど及ばず明治以降には全くといってよいほど及んでいない。

文部省史料館は全国各地の近世文書を保存・整理している機関であって、その機能は本報告に構想されている文書館に極めて近い。しかしながら文部省史料館は、多分に偶然的にそれらを集めているのであって、一地域の文書・記録類を体系的に把握しているわけではないし、それらに関する情報を持っているわけでもない。要するに文部省史料館は機能としては文書館に近似しているにも拘らず、明白な地域集中性を持っていないのである。

本報告における文書館はいわば、地方文書館であって、歴史資料の地方性を重んじ、現地（広くて県単位）において資料の保存・利用を図るための機関である。かかる機関としては「山口県文書館」、「埼玉県文書館」並びに各地方公共図書館における郷土資料室などがある。しかしこれらは未だ弱体であり、きわめて少数である。本報告は、これら弱体なものを一層強化すると共に全国的に文書館設立を推進することを目的とするものである。

\* なお、現在建築中で近年開館予定の「国立公文書館」は国家機関（中央省庁）の公文書保存利用のための機関であって、本報告における地方公文書館とはその保存対象を異にする。

### 第3 わが国における地方公文書保存の現況について

1968年11月、日本歴史学協会資料問題特別委員会は、都道府県、市区町村に対し公文書の保存・利用についてアンケート調査を行った。都道府県のうち回答のあったものは37、市区町村については100分の54であった。その結果の一部をごく簡単に記すと次のようになる。

#### 1 太平洋戦争による災害、戦後の混乱などによる滅失について

	県段階	市区町村段階
有	16	19
無	8	19
廃棄処分	0	9
回答なし及不明	13	9
計	37	56（複数回答）

\* 災害・混乱による滅失は相当広汎にわたっている。殊に県段階はひどい。

\*\* 市区町村段階では合併による公文書廃棄が相当に行なわれた。

#### 2 公文書はどのように保存されているか。

	県段階	市区町村段階
各課別保存	8	10
庁内書庫等	35	45
図書館・文書館等	2	0
マイクロ化	5	3
計	50	58

（いずれも複数回答）

\* 庁内の何等かの施設に保存しているものが圧倒的である。

3 公文書保存・利用につき当面している諸問題は何か。

	県段階	市区町村段階
整理分類管理	8	13
マイクロ化・ファイリング化	12	10
収容施設狭隘	19	31
専任職員不足	1	4
保存規準の再検討	7	7
閲覧利用制度・施設	5	6
防虫・防湿設備	1	2
経費不足	2	3
利用状況調査	1	0
回答なし	8	11
計	64	87

(いずれも複数回答)

\* 収容施設の狭隘を訴えるものが最も多い。

\*\* 2、3を通じて、各自治体いずれも、公文書保存・利用についての施策が総体としてきわめて弱いことが看取される。

第4 わが国における文書館設立の動向について

これについては、1968年2月全国公立図書館長協議会が都道府県並びに6大都市の中央図書館に対し依頼した調査の結果が存在している。

これによるとこの時既に開館している所並びに68年度中に開館予定の所は、山口県・東京都・埼玉県・北海道である。なお、この調査には洩れているが、京都府もこの中に入れてよい(計5)。

設立計画が具体的に進められている所は福島・栃木・千葉・山梨・石川・奈良・広島・島根・長崎である。なお、この調査には洩れているが神奈川県も同様である(計10)。

但し、これらの内容は各様であって、本保存法の意図するところまで至っていないものが多い。

第5 各国における地方公文書館について

本会議第29回総会(1959年10月)において「公文書散逸防止について」の勧告が採択され、1963年度以降総理府所管のもとに国立公文書館建設関係予算が計上されるに至った(近年開館予定)。この頃より、国立国会図書館並びに総理大臣官房総務課の手により、各国の文書館制度についての調査事業が開始され、その調査結果はいずれも公刊されている。これらはドイツ・イギリス・オランダ・アメリカ・スウェーデン・ソ連における文書館制度の沿革と現状の概要並びに運営上の機構について論じたもので、主対象は国立の中央文書館である。しかしながらこれらの文献は当然地方文書館にも言及している。

学会においては「史学雑誌」が1966年から67年にかけて「各国の文書館」という連続記事をのせた。これに取上げられたのは、イギリス・フランス・インド・ドイツ・オランダ・スイスである。これらは地方文書館についても相当のスペースを割いている。

また「茨城県史研究」は1967年から68年にかけて、小西四郎氏による「世界の公文

書館」を連載した。そこにはメキシコ・イギリス・オランダ・フランス・ポルトガル・スペイン・イタリー・バチカン・インドについての記載がある。ここでは雑誌の性質上各国の地方文書館についての記述が少くない。

つまり、最近では、各国の中央文書館並びに地方文書館についての調査報告がほぼ整うに至り、概略の状況は分るようになってきた（詳細は上記文献参照）

これらによると、以上の各国には大体州単位に必ず文書館があり、イギリス・フランス・スイスなどでは村単位のものも少なからず存在しているようである。

これから推して、わが国における地方文書館の設立は極端に遅れており、全く今後の課題として残されてしまっている、と言わねばならない。

### (3) 文書館法の制定について(勧告)

昭和 55 年 5 月 12 日 日本学術会議会長(伏見康治)から  
内閣総理大臣(大平正芳)あて

標記のことについて、日本学術会議第 79 回総会の議決に基づき、下記のとおり勧告します。

#### 記

公文書の取扱いについての国の基本方針を明らかにし、官公庁資料の系統的な収集、整理、保存、公開、利用の体制を確立するため、文書館法の制定を勧告する。

(別紙)

説明

#### (1) 趣旨

本会議は、昭和 34 年 11 月 28 日、第 29 回総会の議決に基づき、「公文書散逸防止について」の勧告を行い、これを契機として、昭和 46 年、総理府設置法の一部改正により総理府の附属機関としての国立公文書館が設置された。また、本会議は、昭和 44 年 11 月 1 日、第 55 回総会の議決に基づき「歴史資料保存法の制定について」の勧告を行い、都道府県を単位とする文書館の設立の促進を要望した。

この勧告の趣旨が生かされて、埼玉、東京、京都等をはじめとするいくつかの都道府県において文書館ないし資料室の設立、充実が図られたことは高く評価すべきである。

とはいえ、現在まで都道府県で文書館等が設置され、活動しているものは、全国で十指にみたない状況である。しかもこれらの文書館等には図書館の図書館法、博物館の博物館法にあたる法律が制定されていないため、その活動にはさまざまな制約があり、また、館員の地位、身分も不安定なものが少なくない。

こうした現状は、国全体からみるならば、その保存・公開・利用の面で必ずしも満足いくべきものではない。

そこで、国民共有の文化的遺産であり、かつ、学術研究上貴重な資料でもある官公庁文書資料が散逸するままに放置されている状況に対し、本会議はとりあえず、昭和 52 年 11 月 21 日、第 73 回総会の議決に基づき「官公庁文書資料の保存について」の要望を行い、いったん廃棄されれば永遠に還らぬ官公庁文書資料の保存を強く訴えた。そして、ひきつづき、官公庁に現存する資料と今後生産される情報資料を統一的な視野のもとに、系統的に収集、整理、保存、公開、利用する体制を確立するための方策について審議を重ねた結果、本会議は、

(イ) 国の公文書の取扱いに対する基本的な姿勢ないし方針を明確に宣言すること。

(ロ) 文書館の設置及び運営に関する法的な整備を行うこと。

(ハ) 文書館設置に必要な援助を与えること。

等を骨子とする文書館法の制定が不可欠であるとの結論に達したので、ここに同法の制定を勧告するものである。

#### (2) 文書館法に盛り込まべき内容の骨子

##### (イ)(定義)

a 文書館法とは、官公庁資料を収集、整理、保存し、一般公衆の利用に供するとともに、公文書行政についての調査研究を行う機関をいう。

b 官公庁資料とは、各省庁、政府関係機関及び地方公共団体が、その任務遂行上、作製、

受理した文書（調査資料、統計資料を含む）その他の記録（写真、地図、マイクロフィルム、磁気テープ等）をいう。

(ロ)(設置)

文書館は国立及び公立とし、各都道府県及び政令指定都市には必ず設置するものとする。

なお、国及び地方公共団体は既存の文書館、資料館等をこれにあてることができる。

(ハ)(官公庁資料の範囲)

国は収集保存すべき官公庁資料の範囲についての統一的な基準案を作製し、公立の文書館はこれを基準とし地域にそくして独自にその範囲を決定することができる。保存の基準作製については学識経験者を含めた審議会の意見を聴取しなければならない。

(ニ)(業務)

a 各省庁、政府関係機関及び地方公共団体は、保存期間の経過した官公庁資料を文書館に移管するものとする。

各省庁の地方支分部局の資料は、現地保存の原則に従いその所在地の都道府県の文書館に保存を委託することができる。

b 文書館に移管された資料は速やかに公開するものとする。ただし、人権侵害にわたるおそれのあるもの、国の安全及び利益をそこなうおそれのあるものについては、一定期間、非公開とすることができる。

c 図書館などの収集した地方行政資料は文書館に移管し、一括保管することができる。

d 文書館は必要に応じて明治以前の文書・記録等を収集・保存することができる。

e 文書館は古文書、記録及び私文書、私記録等及びそれらの副本を収集し、または寄付、寄託を受けることができる。

f 文書館は収集した資料の目録を作製し、公開、利用に供する。

g 文書館には公文書行政についての専門職を置く。

h 文書館には運用についての諮問機関として学識経験者の参加する審議会を置く。

i 文書館には相互の連絡協議機関を置く。

j 国は公立の文書館の設置運営につき必要な援助を行うものとする。